

氏名	武藤亮飛
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博 甲 第 7988 号
学位授与年月日	平成 29 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	現代日本における宗教間対話の実証的研究

主査	筑波大学 教授	文学博士	保 呂 篤 彦
副査	筑波大学 教授	文学博士	山 中 弘
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	桑 原 直 巳
副査	筑波大学 教授	博士（宗教学）	津 城 寛 文

論 文 の 要 旨

世界の宗教伝統はいずれも、近代化を通して私的領域のうちに後退することを余儀なくされつつあると考えられてきたし、実際多くの伝統教団が教勢の減退に悩んでいるのは事実である。しかし他方で、イスラム復興を始めとする新しい動きの中で、私的領域に留まらない宗教の活動も近年目立ってきており、宗教による社会貢献、社会に対する宗教の積極的意義に期待する潮流も無視できない。本論文の著者は、特に日本社会において、宗教集団が他の宗教集団と関わる広範囲に及ぶ活動を「宗教間対話」と位置づけたうえで、これを諸宗教が公共空間に進出する重要な回路の一つと評価し、そのさまざまな個別のあり方を類型論的な軸によって分類して、それぞれの特徴を明らかにするとともに、これらの「宗教間対話」が何れも諸宗教による現代社会への適応の結果であり、各宗教そのものの変容をもたらしていることを明らかにしようとしている。この目的のために、本論文は次のような構成をとっている。

まず第 1 章は、「宗教間対話」に関する先行研究の検討に当てられている。筆者によると、従来の研究は、「宗教間対話」がいかなるものであるかという問いではなく、宗教間対話は何のために行われるか、何の役に立つかといった目的や有用性を問うものが多く、そのため目的を達成するための理想的な対話のあり方に意識が向けられ、現実がいかなる対話ないし諸交渉が諸宗教間で行われているかについて立ち入って論じられていない。つまり「宗教間対話」全般に関する俯瞰的な視点を欠き、一部の特殊な対話のみに偏った研究が多いと主張される。

続く第 2 章では、筆者の視点から広く「宗教間対話」の歴史が辿られる。それによると、戦前の日本の宗教間対話は「平和」を主題に行われることが多かったが、国家が戦争に向かって進むにつれて国益のための宗教間対話が求められるようになる。一転、戦後は再び「平和」を希求する対話が増加するが、現在では、さらに多様な対話が展開されているという。こうした概観に基づき、著者は「宗教間対話」が大きな社会変動への宗教側の反応の一つとして見ることができると主張する。また、日本の宗教間対話は第二バチカン公会議以降活

発化したと論じられてきたが、実際には第二バチカン公会議の影響は大きくなく、すでに戦前から盛んに行われてきたこと、さらに日本では思想的な側面で「宗教統一」という理想が掲げられた時期があり、これが対話の推進に大きな役割を果たしたことが指摘されている。

第3章は、現代の「宗教間対話」の範囲と分類を論じている。筆者はここで、従来の対話の区分が恣意的で多くの対話を見落とす結果になっているとし、より広く対話をすくい上げられる合理的枠組みを採用すべく、対話の「関心」が宗教固有の領域に向いている（内的）か、あるいは宗教とは区別される社会的・政治領域に向いている（外的）かという軸と、対話の成果の「対象」が対話の当事者たちである（自利的）か、あるいはそれ以外の不特定多数である（利他的）かという軸を立て、それらを組み合わせることによって、現代日本で展開されてきた宗教間対話の領域を四象限に、つまり四つのカテゴリーに分けることを提案している。

第4章から第7章では、上記の各象限に分類される対話を、具体例に基づきながら分析し、その特徴や傾向を明らかにしている。第4章の「外的利他的対話」（社会貢献の領域）は宗教間協力による社会貢献活動（募金活動やボランティア）を指すが、ここではいわゆる「宗教性」の欠如が常に懸念され、祈りの時間や慰霊祭の開催など「宗教性」を補完するために「内的」対話への移行やその要素の追加が求められていることが示される。第5章の「内的利他的対話」（儀礼の領域）は諸宗教合同で実施される慰霊祭や平和祈願祭などを指すが、これは政教分離社会で個別に宗教性を表現することが許されないなか、合同で宗教性を表現できるメリットが各教団にある一方、各宗教の差異が強調されるほか、政治的メッセージを含むなど外的利他的対話との相違が希薄になる傾向があると論じられる。第6章では狭義の宗教間対話である「内的自利的対話」（求道の領域）を扱う。これは宗教的事象である教義や真理について異宗教にコミットする者同士が議論し、学び合う場であるが、外部からは個人的な営みと見られ、しばしば教団等からの理解を得るために社会貢献や相互理解による世界平和の実現など利他的対話の要素が導入されるという。第7章が扱う「外的自利的対話」（相互扶助の領域）は、主に宗教団体の利益や権利を守るために宗教法人法や税制について話し合い協働する営みを指す。これらは自利的で、宗教的な営みに直接関わらないため、通常は「宗教間対話」として認識されていないが、この活動がしばしば他のタイプの「宗教間対話」が生まれる契機になることが指摘される。

さらに第8章では、以上の分類の1つ、「内的自利的対話（求道）」の特殊な事例として、宗教間対話において特別視される「東西霊性交流」（ローマ・カトリックの修道士と禅僧との交流）が分析され、これが一般に言われるように「言語の不使用」を特徴とするものではないこと、両伝統からの参加者の間に顕著な「非対称性」が見られることが指摘されている。

終章では、以上の議論のまとめとして、現代日本の宗教間対話全体に関わる問題が「寛容と対話の不在」「閉鎖性と排他性」「宗教実践と継承」「正当性と象限間の移行」という4つのテーマに分けて論じられ、表面的擬似的寛容とその裏面にある本質的対話の不在、対話の構造自体が孕む閉鎖性と排他性、対話の「宗教実践」化と継承による形骸化など、現代日本の対話に纏綿する問題ないし課題が剔抉される。さらに筆者は第6章で論じられた求道的対話における「真理」に関する問題、さらに本論文が十分論じきれなかった「個人」と「組織」の関係を、今後の研究テーマとして設定している。

審査の要旨

1 批評

本論文は、現代日本における仏教系、神道系、キリスト教系の多様な（主として）組織同士の間で展開されてきた「宗教間対話」について、対話の「関心」と成果の「対象」という基準の導入によってこれらを四つの類型に分類することによって、その様相と変化の全体像を適切に整理・把握することに成功している。各類型

に割り振られた宗教間対話の特徴に関する議論に関しても、その大半が筆者自身の調査によって集められた証言や資料に基づいて実証的かつ具体的に展開されており、十分な説得力を有するものとなっている。また、四つに分類された宗教間対話がそれぞれ固定的なものではなく、ある類型に分類される対話が他の類型に分類される対話に移行するケースがあることなど、現象のダイナミズムも適切に把握されており、日本の社会状況とその当時の政府の政策の変化等にその動態の原因を探る論述も適切である。

とりわけ、立正佼成会をはじめとする日本の新宗教教団の言説によく登場する「万教同根」といった言葉に表現される「宗教統一」の思想が現代日本の宗教間対話を支える重要な柱であることを明らかにした点は本論文の大きな長所である。また、本論文が、「東西霊性交流」においても、特に日本の禅宗側の参加者による発言のなかにこれと同様の傾向が見られるのに対して、ローマ・カトリック側の参加者からはこれに反対する発言が出されていることを指摘することによって、上述の論点を別角度からも確認していることはきわめて興味深い。さらに、このような「宗教統一」的言説に抵抗する一神教的伝統との対比で、混淆的多神教的文化の「寛容」を称揚・礼賛し、その優位性を主張する向きが存在するが、本論文はその終章において、このような思潮を敢えて対象化し、批判的に分析した上で、「宗教統一」思想に無批判に依拠する対話が結局のところ、真に異質な他者との本質的な「対話」を欠くことになるということ、事例を挙げて批判的に論じている点は、今後の日本の諸宗教とその対話のあり方を考える上できわめて重要であると思われる。

一方、本論文には、その大部分の調査事例が、「東西霊性交流」などを除くと、新日本宗教連盟に参加する新宗教に偏っており、資料が限られていることに由来する弱点も認められる。これに伴って本研究の主たる対象も自ずから「組織」を基礎に展開される対話になり、研究の視点もそれに応じるものとなった結果、「求道」タイプの対話が趣味的なものとして総括される結果になっているように思われる。「個人」と「組織」との関係について本論文が十分に論じていないことについては筆者も終章で説明しているが、この点は今後の課題として残されていると言わざるをえない。

ただし、このような課題が残るとはいえ、本論文が全体として現代日本の宗教間対話の複雑で錯綜した現状を整理・理解する上で大いに有益な手段を提供していることに疑いはない。特に今後、一般社会との関わりにおいて日本の宗教団体が展開してきた宗教間対話を理解しようとする者にとって本論文は必須の先行研究になると考えられる。

2 最終試験

平成 29 年 1 月 19 日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。